

第6章

景観重要公共施設の 景観形成に関する事項



都市景観の形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）について、下記に定める指定方針に基づき、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定めることとします。

表 6-1 景観重要公共施設の指定方針

区域	指定方針
都市景観形成地区	・地区内の景観形成上重要な公共施設（道路、公園、河川等）
景観計画区域 (都市景観形成地区を除く)	・市の景観形成上重要な公共施設（道路、公園、河川等） ・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設（道路、公園、河川等）

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

1. 明治通り・渡辺通り（都市景観形成地区内）

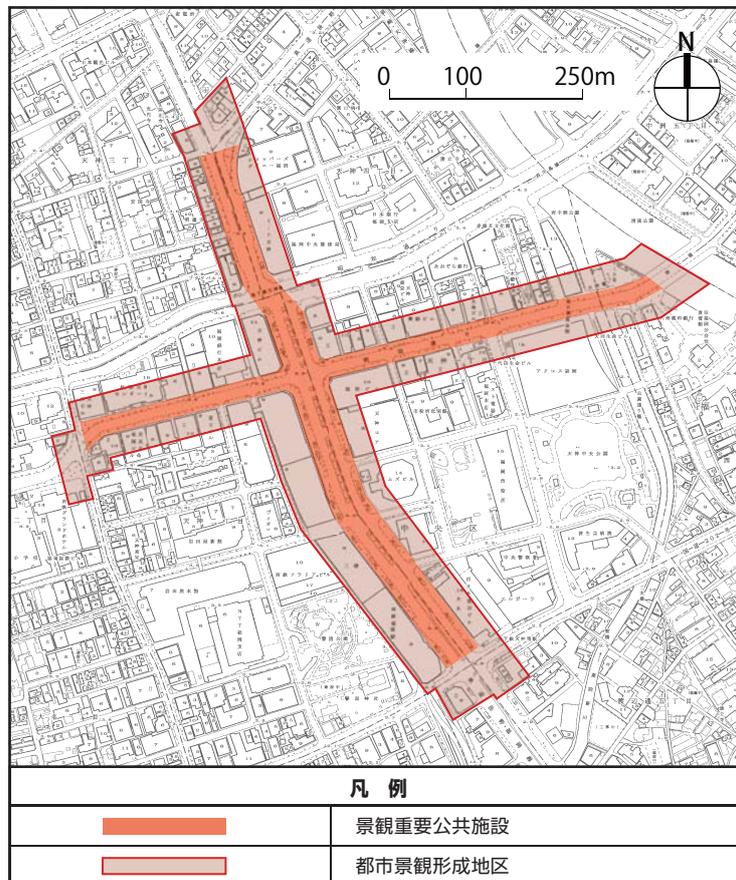


図 6-1 指定区域

(1) 道路の整備に関する事項

1) 歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、都心にふさわしい、時代の変化に耐える質の高い都市空間と調和する素材のものを使用する。

視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。

2) 柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。

3) 街路樹は、まちなみを引きたてる配置とし、自然豊かな樹形を維持するとともに、主要な交差点や中央分離帯等に花壇等を設置するなど、賑わいのある街路空間の創出に配慮する。

4) サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。

5) 公共サインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限り集約化する。

6) 材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。